

「ユビキタス特区」の創設に向けて（案）

1. 「ユビキタス特区」の創設

（1）「ユビキタス特区」の特長

「ユビキタス特区」は、世界最先端のICTサービスを開発・実証できる環境を整備するとともに、他国の「ユビキタス姉妹特区」との連携などにより、日本のイニシアティブによる国際展開を図るものである。

（2）「ユビキタス特区」の位置付け

- ① 本年4月に総務大臣が発表した「ICT改革促進プログラム」において、「国際競争力の強化」の施策として位置付けられている（別紙1）。
- ② 本年5月に策定・公表された「ICT国際競争力強化プログラム」に盛り込まれている。

（3）「ユビキタス特区」創設に向けた想定スケジュール（別紙2）

- ① 8月末まで 平成20年度予算要求等支援策の検討と利用可能な周波数帯の調査
- ② 9月～10月 ①の調査結果を公表するとともに「ユビキタス特区」に関する要望を募集
- ③ 11月～ 関係府省や他国への働き掛け
- ④ 1月目途 「ユビキタス特区」の創設（対象地域、内容、周波数等の公表）

2. 「ユビキタス特区」の実施場所

「ユビキタス特区」を実施する場所として、「ICT国際競争力強化プログラム」では、「北海道、沖縄及び研究開発拠点が集積している場所であり、複数のプロジェクトの実証実験が行われる場所」としている。

具体的には、市町村単位（複数の市町村にまたがる場合を含む。）で決定する予定である。

また、「研究開発拠点が集積している場所」としては、我が国でICTの研究開発を行い得る、①企業の研究所、②独立行政法人の研究所又は③大学の研究所が複数存在している場所を予定している。

3. 「ユビキタス特区」の実施期限

「ユビキタス特区」は、平成19年度内を目途に創設し、平成22年度末までを実施期限とする。

ユビキタス特区の概要

〔「ICT改革促進プログラム」(抜粋)〕

1. 目的

国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界最先端のサービスの開発、実証実験等を促進し、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立するとともに、豊かな国民生活の実現に寄与する。

2. 概要

(1) 総合的なプロジェクト

新たな価値創造につながる、固定通信、移動通信、コンテンツ及びアプリケーションが融合・連携したサービスの開発、実証実験等を実施する。

(2) 電波の利用

①電波の二次取引制度（今般創設予定）の携帯電話等への拡大について、次期通常国会に向け検討するとともに、特区において、携帯電話用等の周波数が利用されていない間、混信が生じない範囲でその有効活用ができる環境を整備する。

②周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる実験等無線局制度を創設する。

(3) 環境整備

関係府省においても、ユビキタス特区におけるICT利用を促進する環境を整備する。

(4) 国際連携

国内での実施にとどまらず、他国においても一定の特典を有する特区（「ユビキタス姉妹特区」）を設けるよう働きかけるなど、国際連携のスキームを検討する。

3. 条件

(1) 場所

北海道、沖縄及び研究開発拠点が集積している場所であり、複数のプロジェクトの実証実験が行われる場所。

(2) 期限

2010年度末まで（プロジェクト終了のための利用者への対応が適切に講じられていること）。

(参考) プロジェクトのイメージ

- ・ 固定通信、移動通信、放送の融合・連携サービス、各種アプリケーションの開発
- ・ 携帯、自動車、家電、ロボット等日本の強みをいかした組合せプロジェクト
- ・ 世界最先端のユビキタス端末の開発・実証
- ・ 次世代携帯電話に関する開発・実証

「ユビキタス特区」に関する想定スケジュール



